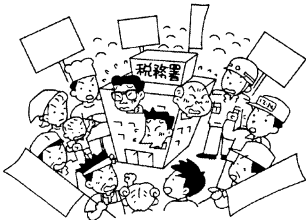


税務調査：税務署動き出す

支部会・班会で納税者の権利を学び合おう！



納税者の権利を身につけよう

改正された国税通則法では、事前通知（調査の日時を前もって納税者に伝える）が法制化されました。今までは法律で明記されていないため、税務署員が突然訪問し、立会いで事前通知の問題をたどすと「法律に明記されていないから行う必要はない」と回答しましたが、今回からはそうはいきません。同時に調査理由についても、税務署側は「所得の確認」と答えるのみです。所得の確認は調査の目的であり理由ではありません。調査理由や事前通知が行われなかった場合には、納得いくまで質問しましょう。

事前通知が法制化に

税務署の人事異動も終わり、事後（税務）調査が2人の会員に入っています。今年1月から施行された改正国税通則法による調査です。従来と異なっている部分も多々ありますので、支部会・班会に積極的に参加して、税務署の動きや納税者の権利について学び合いましょ。

民商では、自主計算パンフを使って「納税者の権利」を身につけるよう学習会を行っています。帳簿の形式や領収証・請求書等の保存方法はそれぞれであり、法律で細かく規定されているわけではありません。大切なのは、帳簿の記帳を含めてどのような形で、認めさせる事です。支部会・班会で帳簿の付け方や、税務調査のシミュレーションを行う等、お互いに学び合いましょ。



札幌市中央区
南1条西14丁目
TEL281-2808
FAX281-2832
ホームページ
<http://www.tyu-min.com>
Eメール
info@tyu-min.com

☆裏面に、第1支部のビールパーティを掲載しています。ぜひご覧ください

お盆休みのお知らせ

8月13日(火)～15日(木)



☆8月15日(木)に届く「商工新聞」は休みとなりますので、ご注意ください

緊急の連絡先
富堂事務局長807-5093

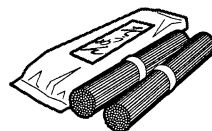
民商会費の納入について

民商は会員の皆さんが納める会費と商工新聞代のみで運営しています。毎月15日までに納入をお願いします。合わせて会費を事務所に届けて頂くようご協力をお願いします。

8月5日(月)～7日(水)の日程で全道事務局長交流会が開催されます。事務局長3人が不在になります。午前10時から午後4時まで役員が交代で事務所の留守番をしておりますのでご協力をお願いします(前回のニュースで日付が違っていましたので、訂正して再度掲載します)。なお、緊急時は下記まで連絡を
富堂事務局長080-6065-1714

小豆島手延パソーメン発売中!

大:2200円



今年もソーメンの美味しい季節がやってきました。「お店のチャームに出したい」「取引先へのお中元に使おうかしら」とたいへん喜ばれています

注文は民商事務所まで

☆共済会:レクリエーション☆

日程: 9月1日(日) 午前8時30分集合

場所: ニセコ・ヒルトンニセコビレッジ

内容: 体験型アトラクション・温泉・昼食(バイキング)

定員: 50人

持ち物: 参加費(お金)・お風呂道具・虫よけ他

費用: 共済加入者2,000円 ※7,400円のところ(未加入者4,000円) (バス・昼食・入浴・アトラクション入園料・保険料込)

※参加される方は8月23日(金)までに連絡を(定員になり次第締め切りますので、早めに申し込み下さい)

※車内での飲酒は禁止とさせていただきます。ご理解とご協力をお願いします

